明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○サイクロン災害復興支援計画のための贈与に関する日本国政府とブータン王国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二八六）　一
○第二次地方給水計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二八七）　二
○ワクチン保管施設強化計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二八八）　三
○アフリカ理数科・技術教育センター拡充計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二八九）　三
○在外教育施設の認定変更を承認した件（文部科学一三一）　三
○岩手県、宮城県及び福島県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件（厚生労働二九二）　三
○保安林の指定をする件（農林水産一五八四、一五八五）　三
○保安林の指定を解除する件（同一五八六～一五九〇）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一五九一～一五九六）　四
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業一七八）　五
○工事が完了した件（国土交通八四一）　五
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同八四二、八四三）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八四四）　六
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁一三）　六
○吉野熊野国立公園西大台利用調整地区について環境大臣が定める注意事項を定める件の一部を改正する件（環境五七）　七
○道路に関する件（中国地方整備局一四六、一四七）　七
○道路に関する件（四国地方整備局八二）　七

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　七

〔叙位・叙勲〕　七

〔官庁報告〕

官庁事項　八

衛星基幹放送の業務の認定申請受付について（総務省）　八

法務

再審による無罪判決の公示（川崎簡易裁判所）　八

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、建設業の許可の取消処分関係　八

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八

会社その他　一〇～二九

告示

○外務省告示第二百八十六号

平成二十三年八月八日にニューデリー（インド）で、サイクロン災害復興支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブータン王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　サイクロン災害復興支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十億千九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年二月二十八日まで
4　署名者
日本側　齋木昭隆在ブータン大使（インドにて兼轄）
ブータン側　ヴェツォプ・ナムギャル駐日（在インド）ブータン大使

平成二十三年八月十九日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百八十七号

平成二十三年八月八日にナイロビで、第二次地方給水計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　第二次地方給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　六億九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年五月三十一日まで
4　署名者
日本側　髙田稔久在ケニア大使
ケニア側　ウフル・ケニヤッタ副首相兼財務大臣

平成二十三年八月十九日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百八十八号

平成二十三年八月八日にナイロビで、ワクチン保管施設強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ワクチン保管施設強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　八億九千九百万円
3　贈与の供与期限　平成二十七年三月三十一日まで